
「幹部履歴表」に見る中国体制内改革 ——血統主義の終焉——

西条 正
<新潟産業大学>

要 旨

中国は体制内改革の一環として、経済の改革開放より 10 年遅れて、1988 年に、中央所管の「幹部履歴表（幹部履歴書）」から、血筋で中国人を善玉か悪玉かの判断に長年使われ多くの幹部や庶民を苦しめてきた「家庭出身（出身階級）」、「本人成分（本人の階級区分）」という欄をはじめ削除した。それから今日まで、例えば「共産党入党志願書」のように一部の档案材料には依然としてこの欄が残っている。とは言え、それによって人間をかつてのように、区別する、差別するといった事はもうやっていないようである。ところが 1999 年版の「幹部履歴表」には法輪功弾圧が目的と思われる宗教信仰の欄が新設された。これによって別の意味の血統主義が始まったと言えるかも知れない。

本稿は、「出身階級・階級区分」欄の削除、「宗教信仰」欄の新設にいたるまでの歴史を検証しながら、出身階級重視の血統主義が中国から完全に消えたかを考察しようとするものである。

キーワード 幹部档案、体制内改革、階級区分、血統主義、摘帽

序章

I、血統主義に反対した遇羅克の名誉回復

今年(2006年)はプロレタリア文化大革命(以下「文革」)勃発40周年である。40年前の1966年、遇羅克という中国の若者が血統主義反対を訴えた論文「出身論」を書いて北京の大通りに張り出したため、1970年3月5日「反革命分子」として、27歳の若さで見せしめの銃殺刑に処せられた。

文革終了3年後の1979年11月21日、彼の裁判に対する再審が行われ、その結果、彼は無罪になり、名誉回復を果たした。翌1980年7月15日付の『北京日報』、同年7月21日と22日付の『光明日報』は彼の追悼記事を掲載した。

このことは中国では血統主義が否定されたことを意味する。血統主義の否定は中国の体制内改革の一つの表れだと見るべきであろう。

両親が右派分子だったため、遇羅克は大学入試では清華大学の入学合格ラインに達したにもかかわらず入学ができなかった。その彼については、日本では加々美光行氏が詳しく取り上げているので^{*1}、本稿では血統主義に関する彼の論述を必要最低限にとどめ、もっぱら档案という書類上の記述について考察することにする。書類上、血統主義を反映している項目は「家庭出身【出身階級】」、「本人成分【本人の階級区分】」という記入欄である。

II、「出身階級・階級区分」記入欄の削除

去る2005年1月8日、64天安門事件で失脚し15年以上も軟禁されていた中国共産党もと総書記趙紫陽(86歳)が死去した。生前、趙紫陽は数々の偉業を残したが、当局が掌握している国民の個人情報や当局による人材登用の側面から言うと、総書記在任中の1988年に、中央所管の人事ファイルに相当する「幹部履歴表」から、善玉か悪玉かの判断に長年使われ多くの幹部や庶民を苦しめてきた家庭出身・階級区分という記入欄を削除したことが(この「幹部履歴表」のことを以下「1988年書式」と呼ぶ。一部19頁)、中国共産党の歴史上、大きな出来事と言えるのではないだろうか。

履歴書の記入欄からたかが二つの項目を削除したのではないかと思う日本の読者がいるかも知れないが、出身階級・階級区分の欄を削除した意味は中国では実に大きいのである。

出身階級などが重視される毛沢東の時代(1930年代後半-1976年)、特に文革期(1966-1976年)では、三代まで出身階級が厳しく問われた。何種類かの人間が善玉とされ政治的に優遇された。文革中には彼らを表す「紅五類」という言葉まで誕生した²。そして、「紅五類」に対して「黒五類【五悪分子】」という言葉も使われるようになり、次の五種類の人間が悪玉とされ迫害やいじめを受けた。

- ①地主
- ②富農
- ③反革命分子
- ④悪質分子
- ⑤右派分子

文革後に作られた映画『芙蓉鎮』に出てくるこの「黒五類」が集められるシーンは典型的なものである。この映画では秦書田が右派分子であるが、前述した遇羅克の両親も五番目の右派分子だったのである。

履歴書から出身階級の項目を削除されたということは当局に提出する書類に出身階級等を書かなくていいことになったということの意味する。いままで優遇されてきた「紅五類」の人間にとって、面白くないかも知れないが、今まで進学、就職、結婚、入党、出国などの面で苦しめられてきた「黒五類」の人間にとっては、それは朗報である。なぜならそれは「黒五類」からの脱出を意味し、人間として解放され、人間として平等に扱われることを意味するのである。

彼らの総数だが、趙紫陽総書記の前任者・胡耀邦が中央組織部部長として「黒五類」の名誉回復を取り戻もうとした時点で、「黒五類」のレッテルを貼られたままの者が3千万いたという。彼らの家族を含めると二億人³。その彼らが出身階級・階級区分の欄の削除で精神上解放されたのである⁴。

III、10年の過渡期

遇羅克が名誉回復され、出身階級重視の血統主義が否定されはじめた1979年に、実は中央組

織部から新しい「幹部履歴表」（これを以下「1979年書式」と呼ぶ）が作成され配布された。この「幹部履歴表」には依然として出身階級・階級区分の欄があった。ということは、出身階級・階級区分を不問にした「1988年書式」が作成されるまでの約10年間は、血統主義が否定されたにもかかわらず、幹部たちは依然として出身階級・階級区分を当局に申告し続けたということになる。

中央所管の幹部でさえこういう状態だから、中級や下級幹部はこの10年間なおさら申告しなければならなかったと思われる。

この10年は言わば人事管理における体制内改革の過渡期であった。

本稿は、出身階級・階級区分の記入が必須項目であった時代から、私的企業の出現により運用面での出身階級無視・階級区分無視という段階を経て、出身階級・階級区分の欄そのものの削除、そして新しい項目の新設にいたるまでの歴史を検証し、中国から「紅五類」とか「黒五類」という出身階級重視の血統主義が完全に消えたかを考察しようとするものである。

一、毛沢東時代の档案袋

I、一人一袋

1、档案袋の中身

中国では個人情報を掌握している部門は、管理する人間の地位や個人情報の性質によって、組織部、人事部などと呼び方が異なっている。さらにその人の身分によって档案の種類も現在、「幹部档案」、「解放軍幹部档案」、「党员档案」、「職工档案」、「学生档案」などに分けられる。もちろんある人間が学生から党幹部になった場合「学生档案」の中身が「幹部档案」に吸収される。個人情報の性質で分けると、警察が掌握している「档案材料」（その「档案材料」は富農や地主のように階級区分やブラックリストの種類によって分類されている）、刑務所等で作成されている「犯人档案」などがある。共通点はそれらの情報はすべて档案袋⁶⁵という袋に入れられており、たいいてい場合は一人に一つ作られる。

档案袋を大量に抱えているところでは档案を保管する档案室が設置されている。人事档案は原則としてその人間の一生について回る⁶⁶。本人が死亡した場合、その人の档案は人事档案と呼ばなくなるが、その人の生前の地位によって、3から5年間職場の档案室で保管された後、相応の档案館に移管される。同じ「幹部档案」でも、所管によって機密度が違う。その中で中央所管の「幹部档案」は機密度が最も高い。その人たちの档案は、死亡後「死亡幹部档案」として本人が死んで五年後には中央档案館にて永久保管されることになっている。

近年の幹部档案袋には、“履歴关系【経歴関係】”から“其他需要说明的问题【その他明らかにする必要のある問題】”まで約10種類のものが入っている⁶⁷。

「履歴関係」に属する主な内容は、およそ本人の身体的情報、経歴、家族および親族関係等の基本情報のすべてである。具体的には次のように構成されている。

①写真付きの履歴書、経歴表、登録カード。

②経歴に関する審査表、調査票。履歴の他に、自己評価が書かれている履歴表、略歴、登

録票も含まれる。

- ③革命活動参加資料
- ④氏名変更の申請書類および許可書類
- ⑤経歴がわかる自筆の資料

この五つに分類されるものが「履歴関係」の档案材料という。

中央所管の「幹部档案」はこの「履歴関係」以外に9種類があるのでそれぞれに該当する档案材料があるわけである。従って一つの档案袋の中の档案材料は人によってはかなりの量になる。一つの袋に納まらないこともある。

「履歴関係」の档案材料では、言うまでもなく、日本の履歴書に当たる「幹部履歴表」がその中核になる。

2、代筆が認められた「50年代書式」

50年代の初頭に整備されたもので入手できた档案袋は数個しかないが、その中に中核となる幹部履歴書が入っていた。たとえば「中国人民志願軍幹部履歴書（表）」と「中国人民解放軍幹部履歴書」。書式は同じである。軍の幹部ではあるが、読み書きできない者の履歴書は代筆となっている。入手したハードカバーの「中国人民解放軍幹部履歴書」は1953年に作られたものだが、本稿ではその「幹部履歴表」の書式を「50年代書式」と呼ぶことにする。延安時代の整風運動（1941~45年）中、参加者が「幹部履歴表」のようなものを書かされたようだが、建国後、全国規模で提出用に使われたものとしてはこの書式が最初と思われる。

「50年代書式」は氏名から基本情報の記入が始まっているが、氏名、本籍、連絡先に続く第四の項目が本論で取り上げる出身階級・階級区分という記入欄である。以下は、家族欄（経済状況）、二頁には配偶者（出身階級、本人の階級区分の明記が要求されている）、親戚友人関係、政治的な経歴、参加した組織、三頁目には、特技資格、学歴、語学能力、著作、四頁にはこれまで受けた訓練、研修、整風運動への参加。その他の項目を入れて全部の18頁。この他に「歴史思想自伝」の書き方と注意事項のページがある。

3、複数の履歴書

中国の人事档案のことをよく日本の人事ファイルに例えて言うことができるが、違う点はいくつかある。その一つは中国の場合、同じ人の履歴書が何通も同じ档案袋に入っているということである。たとえば、1976年武力によって追放された四人組の一人張春橋については、1939年に書かれた「人員登記表」、1945年の「幹部履歴表」、1947年の「幹部調査表」が彼の档案袋に入っている。また彼の妻・文静の档案袋には1945年の「幹部履歴表」、1947年の「幹部調査票」、1963年の「幹部履歴表」が入っていた^{*}。もちろんそれらがすべてであるかどうかはわからない。公表した部分は彼らを暴くために使われているに過ぎず、関係者以外は彼らの档案袋を覗くことが許されないからである。

「幹部履歴表」は廃棄してはならず、新しいものの順に整理しなければならないことになっ

ている。

中国では所管の幹部に対して「幹部履歴表」の一斉提出が要求される。たとえば、中共中央組織部は1963年8月27日には「1963年書式」で、1981年2月9日には「1979年書式」、1988年2月15日には「1988年書式」、1999年1月8日には「1999年書式」の用紙で提出するよう求めた⁹。中央組織部が一斉提出を求めると、それ以下のクラスの党委員会も一斉提出を求めるのが常である。中央組織部は中央組織部の書式を参考して各自で作成するよう、各省クラスの組織部に指示しているだけである。従って書式はだいたい同じである。

前述したように張春橋の妻・文静の1963年の「幹部履歴表」の一部が公開され、彼女への批判に使われたが、実はその年、「幹部履歴表」の一斉提出があったので張春橋や姚文元も「幹部履歴表」を出していたはずである。しかしこの二人の1963年の「幹部履歴表」がこの時批判に使われなかった。それはその「幹部履歴表」には正確に記入されていて、ぼろが出なくて批判材料に使えなかったからではないだろうか。

このように一人の档案袋には履歴書が何通も入っているわけだが、その理由は審査のためではないかと考えられる。ワープロで入力し保存するという時代のことではなかったのも、何通も手書きで履歴書を書いているうちに、ぼろが出て来ることがある。審査する側はそこをチェックするのではないだろうか。チェックのポイントの一つが出身階級である。

II、出身階級・階級区分を明記する必要性

1、革命期の毛沢東の主張

毛沢東が出身階級・階級区分を重んじたのは、本来、革命期において、敵と味方を見分けるためのものであった。毛沢東は“谁是我们的敌人?谁是我们的朋友?这个问题是革命的首要问题。”と言っていた¹⁰。彼の当時の階級分析によると、毛沢東の革命に対する姿勢は、地主は反動的であり、富農は終始消極的であり、中農は流動的であるが革命高揚期には参加し、貧農は積極的に参加し革命の主要な勢力となる。だから地主をやっつけなければならなかったのである。

2、平和時の毛沢東の主張

この考え方は共産党が政権を取った後、毛沢東によって受け継がれていた。

その階級闘争継続論の形成過程を見てみよう。1956年に開かれた第八回党大会では「プロレタリアートとブルジョアジーの矛盾、社会主義の道と資本主義の道の矛盾はほぼ解決済みである」という大会決議が採択され、大がかりな階級闘争の終結を宣言した。しかし毛沢東自身はそれに納得しなかったが、反論する材料を持っていなかったのも、態度を保留したと言われている。その彼は翌年から党大会の決議に反する発言をするようになる。よく知られているのは1957年2月27日に毛沢東が行った「正しく人民内部の矛盾を処理することについて」の演説である。そこで毛沢東は「誰が勝つか誰が負けるかの問題はまだ解決されていない」と言った。八期三中全会（1957年9月20日-10月9日）の最終日に、毛沢東は「プロレタリアートとブルジョアジーの矛盾、社会主義の道と資本主義の道の矛盾は全く疑いがない。これは当面のわが国社会の主要な矛盾である。」と、彼の「階級闘争論」を再び提起した。

3、党内の敵への対処

1965年1月になると、毛沢東は「23条」の中で「この度の運動の重点は党内の資本主義の道を歩むあの実権派を肅清することである」と明記した。このように毛沢東は敵を地主などの「黒五類」から「党内の資本主義の道を歩むあの実権派」まで拡大した。

中国社会科学院当代中国史研究所第二研究室室長の陳東林氏は、国際社会における毛沢東の「帝国主義反対」よりも「修正主義反対」のほうがもっと重要だという根拠となる事実を指摘している。それは中ソ対立していた1966年3月に行われた日本共産党と中国共産党による毛沢東・宮本会談である。日本共産党代表団団長宮本氏と当時中国の党務・政務を任されていた劉少奇が先に会談を行い、「米国帝国主義反対」で合意したが、その後行われた毛沢東・宮本会談では毛沢東は「ソ連修正主義反対」のみを共同声明に盛り込むよう主張した。そのため、会談は決裂になり、両党の関係が悪化した。このことは当時の毛沢東は「米国帝国主義」よりも「ソ連修正主義」のほうがもっと危険な敵だという認識を持っていたことを意味する。

以上述べたことをまとめると、毛沢東は政権奪取後も敵がいると考えていた。敵がいる以上、敵か味方かを見分ける必要があるということになる。

その悪玉は人口の約5%だという。実際やられた者はそれ以上であるが、毛沢東が自らこの数字を小さくしない限り、下の者も簡単に地主などの人間を善玉にするわけにはいかなかった。

簡単に言えば、毛沢東には5%の人間を常に見せしめの対象にする必要があった。

Ⅲ、出身階級・階級区分という記入欄

1、記入基準

1988年以前のおよそ履歴書というものにはすべて出身階級・階級区分の欄があった。履歴書に限らず、档案袋に入れる「自伝」、「入党申請書」などの档案材料にも出身階級・階級区分の欄への記入を求められている。氏名から始まって現住所までの数行の各欄はいわばその人の基本情報。基本情報の中で出身階級・階級区分は重要な必須項目であった。これが血筋で中国人を善玉と悪玉に分ける物差しになっていた。

前述した「黒五類」の中の地主や富農、「紅五類」の中の貧農については、次のような定義⁹¹が一般的になっている。

地主：土地を所有する。自分は働かないかほとんど働かず、主に農民を搾取することで生活している者。

富農：土地を所有する。自分も働くが、生活費の大部分は搾取による者。

貧農：土地を所有しないか、あってもわずか。主に労働力を売って生活している者。

一般的に いうと出身階級の欄には親の階級区分を書くことになるが、地主絡みで、具体的な記入方法を見てみよう。

①A氏の祖父や父親が上記の地主で、A氏本人は大学生であれば、A氏の父親の出身階級も本人の階級区分も「地主」で、A氏の出身階級は「地主」であるが、A氏の階級区分が「学生」

となる。

②A氏が貧農のB氏に育てられていたら、A氏の出身階級は「貧農」で、革命幹部に育てられていたらA氏の出身階級は「革命幹部」となる。その逆で子供の時から地主に育てられていたら、出身階級は「地主」。

中国には養子縁組みの制度が整っていないので、これで厳密に認定されることが少ないようである。

③A氏がある日突然、反革命分子あるいは右派分子になると、本人の階級区分が「反革命分子」や「右派分子」と変わる。逆に「学生」から幹部に昇進すれば「幹部」に変わる。

④A氏の実の親や育ての親の階級区分が変われば、A氏の出身階級も変わるので、そのように記入し直さないといけない。

後に階級区分がコード化されて全部で99になっていたようである^{*12}。01は労働者、02は人民公社社員、28は地主、29は富農。右派分子は「黒五類」には入っているが、この99の分類では、右派分子は入っていない。人民公社社員という表現があるが、このコードは人民公社が解体される以前のもののようである。

2、出身階級の固定化

前述したように档案袋に履歴表が何通も入っているが、出身階級の欄への記入が一貫していないものがある。それは出身階級に対する認識がその時々違っていたからであろうが、その人が一旦、政敵になると、出身階級を隠したということまで罪になる。前述したように張春橋档案の一部が公表されたが、それも、張春橋の出身階級が本当は「地主」のはずなのに、それを「中農」、「小資産階級」、「自由職業者」にして、党を騙していたと張春橋を暴くためだった。姚文元についても同様であった。党を騙したかどうかを別にして、この記入欄に関しては、同じ階級を書き続ければいいことになり、逆に言えば、これは階級の固定化を要求しているようなものである。

現に土地を持っていなければ、地主となる最低条件も満たされないのだから地主ではなくなるはずだが、実際、毛沢東の時代においては、その旧地主も出身階級・階級区分の欄にすべて「地主」と書かされた。映画『芙蓉鎮』の中でも土地がとっくに取り上げられていたにもかかわらず、その旧地主や旧富農のことを「地主○○○」、「富農○○○」と名前の前に地主か富農を付けて呼んでいた。毛沢東の時代の解釈では土地そのものを持っていなくても、地主の思想を持ち続けているから地主だという。簡単で、極端なことを言えば、祖父の代で地主になっていれば、孫の代まで、一族は地主扱いを受けることになり、出身階級が「地主」に固定されてしまうのである。

3、文革中の血統主義

次の対聯が血統主義の考え方を表している。

上联：老子英雄儿好汉【親が英雄なら子供は好人物】

下联：老子反动儿混蛋【親が反動なら子供は大馬鹿者】

横批：基本如此【基本はかくのごとし】

親が一旦悪玉にされると、その子供は進学、就職、結婚、入党などの面での扱いが変わってくる。その実例はたくさん報告されている。前述の遇羅克が批判したのはまさにこの考え方があった。

4、第三者による訂正

出身階級・階級区分の欄への記入に関しては、自分で記入し提出するものだから、内容については自分が把握している。しかし档案袋には「〇〇氏の親は地主である」という密告や党組織による調査報告も入っている。たとえば1966年毛沢東に嫌われた北京市長の彭真の出身階級に関して彼の出身地曲沃県の革命委員会は1968年9月「地主」と認定し、その証明書を党中央に提出した。そのように証明書類は最終的にその人の档案袋に入れられる。彭真の場合も、おそらく一時彭真の档案袋に入れられて、名誉回復後、その証明書類も取り除かれたと思われる。

以上のように階級区分の基準は当初、土地を持っていたかどうかということが大きな要素になっていた。しかし土地が取り上げられた後は、档案材料に書かれた「地主」は「地主の思想」の持ち主が変わって行った。その後、毛沢東は階級理論を発展させ、自分の敵をさらに「修正主義」、「党内の資本主義の道を歩む実権派」へと拡大して行ったが、档案材料に関しては、档案袋にその関連の資料が追加されるだけで、出身階級・階級区分欄での対応は付いていけなかったようだ。

IV、おおがかりな階級の認定

1、土地改革期

では、地主などの階級は何時、どのように認定されたのだろうか。おおがかりな認定は三回あったと思われる。その一回目は共産党による土地改革期である。本格的な土地改革^{*13}は、共産党が全国をほぼ掌握した1950年からだが、共産党の中央政府が成立する以前でも、自分たちの支配地区では土地改革がすでに行われていた。たとえば1949年の土地改革時、文革で追放された彭真の二番目の弟は「下層中農」と認定され、三番目の弟は「中農」と認定された。共産党の立場から見れば、農村では出身階級がいいのは「貧農」だから、彭真の兄弟に対するこの認定はやや悪い階級区分になる。

2、62年からの社会教育運動期とそれに続く文革期

二回目の大がかりな階級認定は1962年からの社会教育運動期とそれに続く文革期である。1962年9月毛沢東は8期10中全会で農村での社会主義教育運動の展開を指示した。この運動の中で階級認定の見直しが行われた。この運動の中で“地富反坏四类分子评审表”という地主富農反革命分子悪質分子審査表が使われ、ここでは四種類の悪玉だが、彼らの档案袋に入れら

れ、審査年月日の違う“地富反坏四类分子评审表”が何枚も入っている。

文革初期(1966年6月－1966年10月3日)の紅衛兵運動の成果として16,623人の地主、富農、反革命分子や悪質分子を掘り出したという^{*14}。1968年9月彭真の二番目の弟は「下層中農」から「地主」に、彭真の三番目のなくなった弟は「中農」から「悪覇地主」に、彭真のなくなった母親は、「悪覇地主」に変更された。また彭真の出身地である曲沃県の革命委員会は彭真の出身階級を「地主」と認定した^{*15}。

このように、この時期、かなりの者が再審査を受け、一ランクか二ランク悪い方の階級に認定された。

3、文革終了後の再審査

1962年からの社会教育運動期とそれに続く文革期に行われた再認定については、文革終了後、さらに再審査がおこなわれた。この時、一ランクか二ランク悪い方の階級に認定されたものについては、土地改革の認定に戻すことになった^{*16}。つまりもとの階級に戻ったのである。たとえば「下層中農」から「地主」に変更された彭真の二番目の弟などは、もとの「下層中農」に戻ったと思われる。これで一部の「黒五類」は出身階級・階級区分の欄への記入に対しては、抵抗が和らげられたに違いない。

V、他の階級区分への変更の道

1、本人の自覚と努力

1948年5月15日 地主・富農出身者の本人の階級区分は軍に入隊後二年で「革命軍人」に、知識人は一年後で「革命軍人」に変更できると決められている^{*17}。

1950年8月4日政務院「農村階級成分劃分に関する決定」にも本人の自覚と努力で本人の「階級区分」が変わる道が示されている。これについては浜口允子氏が詳しく分析している^{*18}。

しかし1957年の反右派闘争後、「三年」とか、「五年」とかという他の階級への変更「経過期間」がなんと30年になってしまい、身分がほぼ固定され、迫害を受け続けてしまった。

とは言え、中には変更してもらえた者もいた。1962年9月毛沢東が11期10中全会で農村での社会主義教育運動の展開を指示した。ご承知のようにこの社会主義教育運動の中で毛沢東の主張を反映した通達「前十条」（63年5月）と劉少奇らの主張を反映した通達「後十条」（63年9月）が出されていた。地主や富農に対しては「前十条」では地主・富農に警戒し、階級闘争をかなめとする指導方針を打ち出していたのに対して「後十条」では現実の個々の人間の態度を見て決めるべきだと指示していた。社会主義教育運動後、かなりの者が一ランクか二ランク悪い方の階級区分に認定されたとされているが、今回入手した档案から、逆に1962年「摘帽【いままでの階級区分の認定を取り消し、レッテルをはずす】」した富農や1965年「摘帽」した悪質分子がいたということがわかった^{*19}。この二人の新しい階級区分が人民公社社員となった。

後者の階級区分の変更は「後十条」に従って取った措置と見ていい。彼は盗みを働いて悪質分子にされたのは1957年38歳の時であった。彼は裁判所により3年間大衆や警察からの言動

監視処分を受けたが、彼の档案袋に“地富反坏四类分子评审表”が何枚か入っている。それを見ると、彼はなんと1965年上半期と下半期二回も審査受け、その結果がそれぞれ“地富反坏四类分子评审表”として残っている。上半期のそれには現状維持の結論、つまり1962年よりの人民公社社員候補のまま、しかし下半期のそれには「摘帽」し社員になっていいという記録が残っている。それには社会主義教育運動工作組の公印が捺されている。これは、上半期は「前十条」、下半期は「後十条」が適用された例ではないだろうか。

2、配偶者や子女の努力

「黒五類」の子女が親と一線を画そうと、親を罵倒したり、暴露したり、あるいは毛主席のよい子になろうと必死に努力するという報告はたくさんある。中国人民大学講師葛佩琦は反右派闘争で右派分子にされ、その後反革命分子にされ、無期懲役刑を言い渡されたが、奥さんは夫と離婚、五人の子供は、全員奥さんの姓を名乗るようになった。悪玉にされた父親と一線を画そうとしたが、学校では子供たちが「小右派」、「小反革命」といじめられた。にもかかわらず二番目の息子は入団申請書、入党申請書を書き続けたという^{*20}。

日本でも、身内の誰が犯罪を冒し刑務所に入れられると、肉親が周囲からよく白い目で見られる。ただ、日本の場合は、転居するという手で逃れることができる。ところが毛沢東時代では、戸籍管理が厳しく、簡単に転居できない。正規の手続きを取れないで、勝手に転居したら、転居先では、戸籍とリンクしていた食糧の配給がもらえない。食糧の支給がないようでは、現在地から離れる訳にはいかない。仮に転居が認められても、犯罪関係はもちろんのこと、出身階級の記録も転居先に移るので、出身階級による差別は転居という方法では逃れられない。

二、改革開放後の「他の階級への一斉変更」

1、上からの恩恵

1、右派分子の「摘帽」

1977年12月胡耀邦は郭玉峰に代わって中央組織部部長になった。翌年4月1日、中央組織部が「紅五類」の出身階級・階級区分欄の記入に関する通達を出した。その中で“要‘根据党的历来规定和中法[1972]45号文件的精神’来处理【党の今までの規定及び1972年45号通達に従って対処せよ】”と言っている。つまり「紅五類」に関しては、胡耀邦は依然として従来のやり方で対処しようとした。このことから、このとき彼の関心はもっぱら「黒五類」の救済にあったということがわかる。

胡耀邦は、まず当時階級区分が右派分子のままの10万余人に名誉回復の道を開いた。1978年4月5日党中央は胡耀邦から出された“关于全部摘掉右派分子帽子的请示报告”という伺いを全国に配布し全国の党組織にその通りするように指示した。同年9月さらに“贯彻中央关于全部摘掉右派分子帽子决定的实施方案”を出して具体的なやり方を指示した。

それに沿って行った再審査は1980年末で終了した。彼らに対して「摘帽」を行った。つまり当初の認定が間違いだったことを本人に通知し、もとの職場に復帰させ、それまでの給与を補償するということである。

「摘帽」の過程でわかったことは、実際右派分子にされた人数が毛沢東のいう5%の枠を超え、5.8%になっていたということであった。また中国系アメリカ人学者丁抒の研究によると、右派分子の総数は共産党の言う55万人ではなく120万人にのぼり、55万人というのは公職に就いていた右派分子の数だという²¹。

胡耀邦は全員の「摘帽」を考えていたが、結果的には彼の思うとおりににはならなかった。共産党が誤りと認めたのは右派分子の認定が拡大してしまったということだけで、決して反右派闘争そのものが誤りだとは認めなかった。「摘帽」審査の過程で、これから「摘帽」を行う党への感謝が求められていたようである。感謝の表明を拒否した者は「態度がわるい」として「摘帽」してもらえなかったものがある。中国人民大学出身の右派分子林希翎がその例である。『往事並不如烟』の作者章詒和の父親は大物の右派分子章伯鈞であるが、彼も「摘帽」されなかった。従って娘の章詒和の出身階級は右派分子のまま、出身階級の欄がなくなるまで彼女は出身階級の欄に右派分子と記入し続けざるを得なかったであろう。

共産党の右派分子「摘帽」についていろいろ議論されているが、ここではっきり言えることは右派分子にされた多くの者が、階級区分欄にその後右派分子と書かなくて済んだということである。その数だが、『胡耀邦与平反冤假錯案』の作者戴煌は一人の右派分子と連座を受けた親類を一所帯10人で計算してみたが、今回の措置で恩恵を受けた者が600万人を下らないと分析している。

2、地主・富農およびその子女の「摘帽」

中央組織部が1979年1月11日地主・富農およびその子女に対する「摘帽」を行うよう指示した²²。この指示で最終的に約400万人が地主や富農のレッテルをはずされたようである。彼らは晴れて人民公社社員となり、その子女の家庭出身も人民公社社員となった。

ここでは社会主義教育運動中では「摘帽」されず、1980年になって、今度の一斉「摘帽」のお陰でやっと「摘帽」した目の不自由な富農馮〇分子評審表”が入っていた。1965年のそれには彼女の年齢が60歳と記入されている。1962年3月16日に記入されたそれには社員候補となっている。つまり正式な人民公社社員への変更が認められず階級区分は富農のままである。社会主義教育運動進行中の1965年、彼女が所属する生産隊の隊長から「摘帽」伺い、それに審査大会記録や隣近所の意見書が提出された。それを受けて同年10月27日地元の社会主義教育運動工作隊から「摘帽」伺いが上級機関に出された。しかし1965年11月8日上級機関から「不可」の裁定が下された。これはおそらく社会主義教育運動の「前十条」の犠牲者と言えよう。その後文革が始まり、彼女は自殺に追い込まれた。本人が死亡したにもかかわらず、今度の一斉「摘帽」審査を受けた。档案に関する規定により、本人が死亡した場合、その人の身分によって、3年間か5年間はその職場か所管の警察が保管した後、相応の档案馆に移管されることになっているので、「摘帽」の指令が出されても、档案がすぐ見つかるというわけである。見つかった彼女の档案袋に1980年10月22日付の彼女の最後の“地富反坏四类分子評審表”を付け加えられ、それには「摘帽」の決定が記されている。その書類には人民公社の末端組織から県革命委員会まで五つの公印が捺されている。地元の派出所の欄にはサインだけで公印はなかった。この例から富農の「摘帽」は六つの審査段階を経ているということがわかる。

別の富農のものだが、1979年4月20日付の“地富反坏分子摘帽通知书”^{*23}という名誉回復通知書が大冶金県革命委員会から出され本人に渡された。中国ではこのたびの一斉「摘帽」はこの通知書をもってその人に対する「摘帽」終了を告げているようである。

前出したように中国共産党は3年や5年で他の階級区分への変更が可能であるという道を示していたにもかかわらず、度重なる政治運動の影響で、階級区分が実際30年も固定されてしまった。その30年目に当たる年がこの「摘帽」通達がだされた1979年である。

これで、もと地主やもと富農は晴れて人民公社の社員になったわけだが、その人民公社も改革開放三年後の1982年11月解体が決定され、1985年6月4日には56000の人民公社がすべて解体された。晴れて人民公社社員に階級区分を変更してもらったが、その新しい階級区分も4、5年しか使えなかったことになる。つまり地主や富農からの解放感も4、5年しか続かなかった。

3、国民党からの帰順者およびその子女

新中国成立後、起用された国民党関係者が30余万人。その内の8000人は、偽の投降などと言われて彼らの処遇は未解決のままであった^{*24}。1979年3月30日の通達^{*25}で彼らおよびその子女は「摘帽」を果たし、晴れて共産党の仲間に迎え入れられた。彼らの档案袋に“起义、投诚人员登记表”という寝返り・投降書類が入っており、その最新版に完全に自由になったことが記されている。

私が入手した“起义、投诚人员登记表”は1981年3月14日付のもので、河南省鄧県城郊人民公社槐樹生産大隊第二生産隊の張○道が記入したものである。彼の出身家庭は地主で、本人の階級区分が学生となっている。1981年当時彼は英語の教師をしている。その彼は実は1949年12月四川省で共産党の軍隊に投降した人間だった。当時の肩書は少尉であった。翌年、彼は故郷に戻った。文革中、彼は「歴史反革命分子」にされたが、78年名誉回復を果たせた。そして「民弁教師【非正規の教員】」になり、英語を教え始めた。今度の一斉見直しに対する彼の希望は自分の身分が「民弁教師」から「公弁教師【正規の教員】」になることのみだと書いている。その望みがある後果たされたかは不明である。

4、資本家などの「摘帽」

地主や富農が次々と「摘帽」していく中で、「黒五類」ではないが一時期「黒七類」の一つとして悪玉にされたもと資本家などに対する「摘帽」も進んだ。彼らはいままで档案には資本家とか資本家代理人とかブルジョア商工業者と、記入を強いられてきた人々である。1979年11月12日の通達^{*26}で、まず、1956年商工業社会主義改造期に認定した「ブルジョア商工業者」のものが労働者へと階級区分の変更が認められた。しかしこの通達は依然として1950年の政務院“关于划分农村阶级成分的決定【農村の階級構成要素の区分に関する政務院の決定】”を打ち出している。そのため「ブルジョア商工業者」の労働者への変更は限定的なものに過ぎなかった。つまり全員に対するものではなかった。これは右派分子への対応とよく似ている。

ところが1979年12月17日の通達^{*27}では、以前の「資本家」、「資本家代理人」が1979年

7月からは現在の職業（幹部、労働者）を記入してもいいことにした。これで一斉「摘帽」になったわけである。その数は70万人だという^{*28}。

地主などの場合は、“地富反坏分子摘帽通知書”をもらった日から階級区分の変更になるが、資本家たちの場合は1979年7月からにしているというところにその特徴が見られる。また当初右派分子への対応と似た措置が見られたが、改革開放に対するもと資本家のやる気を起こす必要からだろうか、早い段階で、全員の「摘帽」が決定された。これも特徴の一つと言えよう。

ただ1980年9月10日の通達^{*29}では以前の「資本家」や「資本家代理人」の档案には新旧の階級区分の両方記入するようとの指導がなされた。その子女については1979年6月30日以前就職した者は「出身階級」には変更なしとし、1979年7月1日以降就職した者は「出身階級」が「幹部」か「労働者」を記入することになった。

5、冤罪者の名誉回復

冤罪の生存者に対しても死亡者に対しても再審査が行われた。文革後、反革命事件の再審査は公安部で、反党事件の再審査は組織部でそれぞれ行ったそうである。1978年7月13日の人民日報の報道によると、南京市中級人民法院は文革中の120の反革命事件を再審査し、全員無罪となったという。さらに1980年9月20日最高人民法院院長江華の活動報告によると、文革中の反革命案件17万5千件に対して再審査が行われ、18万4千人の名誉回復が果たされたという^{*30}。この中に、冒頭で触れた遇羅克が含まれると思われる。しかし処刑された彼は生き返ることができない。彼への補償はわずかである。その金額は、死んだとき彼は工場の見習工だったので、給与停止から名誉回復までの見習工としての給与分だけだったそうである。

「中国はどこへ行くのか」という文章を書いたため高校生で投獄され後に有名な経済学者になった楊小凱は生き延びることの出来た一人である。彼の場合は1978年まで10年間服役したが、服役中勉強していた。出所後、名誉回復を果たしたため中国の大学院への入学が認められ、のちに大学の教員になった。その彼は1983年出国し、家庭出身や階級区分と完全に縁を切った。

冤罪事件は何も文革に限るものではなかった。毛沢東時代の冤罪も再審査の対象になった。有名な事件としては潘漢年事件が挙げられる。潘漢年は1956年に1936年の出来事のことと逮捕され、歴史反革命として15年の有罪判決を受け、文革中さらに無期懲役刑をうけた。そして1977年獄死した。彼の場合は1982年に名誉回復を果たした。

II、体制内改革の限界

書類上「地主」を書かなくなったとしても、私は中国のやり方は不十分だと思う。なぜなら、たとえば地主に対しては「摘帽」→地主以外の階級を記入→記入不要にただけで、何故2百万の人間を殺害または死に追い込み、彼らの土地や財産までも没収したということについては是非をはっきりしてないからである。鄧小平の先富論で考えれば、彼らは先に豊かになった者と言えないだろうか。先に豊かになった人間2百万人を死に追い込み、富農を入れて4百万人の生き残りのもと地主・富農を30年間いじめ続けたことに対する反省も見られない。地主などへ

の補償も行っていない。責任を取っていない。関係者の処分も行っていない。

一方、中国の学校では相変わらず土地改革を賛美し、土地改革期およびその後30年に渡って地主に対して行った仕打ちを正当化している。ところが現実の社会では、私有財産の保護を訴えている。同じ共産党のやることとしては矛盾している。私有財産の保護をこれからも言い続けるには、地主の私有財産の略奪を非として認め、地主に対して名誉回復を行うべきではないだろう。しかしこれは毛沢東の革命を否定することにつながるので容易には行えないだろう。

冒頭に取り上げた遇羅克についても、数年分の給与を補償し、新聞で追悼記事を載せるだけでいいだろうか。彼に処刑判決を言い渡した人の責任はないだろうか。

三、出身階級の項目を踏襲した「1979年書式」

I、必須項目の確認

鄧小平の「改革開放」は1978年暮れに行われた11期3中全会から始まったとされているが、その翌年、新しい「幹部履歴表」、つまり「1979年」書式が作られた。この書式の全文については入手できなかったが、記入上の注意事項を見ることができた。それによると出身階級・階級区分に関しては、見直しが行われなかった。つまり、「出身階級」、「本人の階級区分」が存続となった。これを中国の体制内の改革でいうと、幹部档案という書類上まで改革が及んでいなかったことを意味する。ということは、階級を不問にした「1988年書式」が配布されるまでの10年間、人々は出身階級・階級区分を当局に申告しなければならなかった。

前述したように、1978年から「他の階級への一斉変更」が行われたので、この10年は、土地を持っていないにもかかわらず地主と記入せざるを得ないという屈辱を強いられた地主などの「黒五類」出身者にとっては、精神的なプレッシャーから逃れ、喜びを味わった10年だとも言える。

II、文革に関する内容

今までの「幹部履歴表」は、申告の時期区分としては、建国前とその後に分けられていたが、「1979年書式」では文革期の経歴という項目を設けられた。そこで文革期の経歴をありのままに申告するよう求められた。「1979年書式」は文革終了3年後に出され、四人組の関係者を一掃し、代わりの幹部の登用に使われる「幹部履歴表」としては当然であろう。

家族構成の欄及び国内外の親戚友人関係の欄には、処刑を受けたもの、服役中のものもしくは当局の監視下にあるものを明記することを求められている。これも文革推進派の一掃を念頭に置いたものであろう。「1988年書式」には、これらの記入は特に求めてない。このことから「1979年書式」は、本人の能力よりも、家庭出身・親戚友人関係を依然として重視しているということが伺える。

四、階級を不問にした「1988年書式」の誕生

I、階級闘争論の放棄

1988年、階級を不問にした「幹部履歴表」が登場した。1979年以降行った他の階級への一斉変更は、言わば階級を不問にした「1988年書式」の誕生への過渡措置であったと言えよう。

階級を不問にした最大の理由は、改革開放後、中国は毛沢東の階級闘争論を放棄し、「革命にお別れを告げた」からではないだろうか。「1988年書式」を配布した際の説明には改革開放への適応を明記している。また時代に合わなくなった項目を整理したとも言っている。それが出身階級・階級区分の項目である。

階級闘争の終焉については1956年9月の第8回党大会に遡ることができる。前述したように、その大会では大がかりな階級闘争の終結を一旦宣言していた。しかし毛沢東が階級闘争の継続を言い続けた。ひどいとき、毛沢東は“階級斗争要年年讲，月月讲，天天讲【階級闘争を毎年、毎月、毎日口にしなければならない】”まで言うようになった。

しかし鄧小平が登場し、改革開放の方針が打ち出された。鄧小平らの改革開放の推進派にとって主な敵は当時の文革推進派であった。地主など30年も押さえ続けてきた連中は、もはや敵ではなくなった。

階級闘争の終焉を最終的に確認したのが1992年江沢民の打ち出した「三つの代表」であるという。そうだとすると、1956年の階級闘争の終焉宣言から数えると、約半世紀を経過し、やっと終焉を迎えたことになる。

II、「出身階級・階級区分」の痕跡

階級を不問にした「1988年書式」が誕生したからと言って、档案における「出身階級・階級区分」の根絶を意味するものではない。なぜなら、中国はその人の档案材料から「出身階級・階級区分」をすべて削除するとは言っていない。あくまでこれから「出身階級・階級区分」で人間を色分けしないと言っているだけである。つまり、「親が英雄なら子供は好人物」「親が反動なら子供は大馬鹿者」というように人間を判断しないだけである。その人の出身階級を調べようと思えば、簡単に調べられる。例えば、その人が共産黨員なら、その人の入党志願書を見れば、その人の出身階級がすぐわかる。

III、改革開放後のへの適応

1979年以降、組織的な「摘帽」で地主などの「黒五類」がほとんどいなくなった。

改革開放後、外資系の企業が中国へ進出した。その外資系の企業は、出身階級・階級区分を問題視しないばかりでなく、中国の档案制度そのものも無視する姿勢を示し始めた。つまり档案袋の中身で人材を選んでいるのである。そこから档案制度無用論まで出てきた。現にたくさんの方が保管料を払って自分の档案袋を自分の職場以外のところで保管して貰っている。

中国の企業や役所も人材の起用に当たり出身階級を重んじるかつてのやり方が取れなくなった。冒頭で取り上げた遇羅克が名誉回復され、血統主義が新聞紙上で否定されたことでもわかるように、「1979年書式」には出身階級・階級区分の欄は昔のままであったが、その年からは徐々に出身階級重視の色が薄くなってきた。従って運用面では出身階級・階級区分の欄の存在意味がなくなってきた。中には出身階級の欄を空白のままにしているものがあった。空白はいままでは考えられないことである。書かなくても、咎められなくなったのだろう。これも階級を不問にした「1988年書式」の誕生の背景になっていると思われる。

IV、履歴書に新項目の出現

「1988年書式」は「1979年書式」と比べて、出身階級・階級区分の欄がなくなった代わりに、学歴に関する要求が細かくなった。たとえば「1979年書式」では、「現有文化程度【現在の教養レベル】」という欄があって、そこには、実際大学を出てなくても、大卒相当というような記入が今までのように認められていた。つまり、「学校を出た後の努力」を今まで認めていた。ところが「1988年書式」では、「現有文化程度」が「学歴【最終学歴】」という欄に変わり、そこには00相当の学歴は認められなくなり、すべて最終学歴を記入することになり、また、正規の学校が発行する証明書類が必要になった。また「学位」の欄も追加された。「学歴」と「学位」の欄の他に、「学習簡歴」という欄が新たに設けられ、そこには小学から年代順に記入するようになった。しかも証人の氏名も記入することになっている。この証人氏名の記入は職歴の欄でも求められている。

V、民主化運動活動家、法輪功への対応

実際そう簡単ではないが、いままで出身階級・階級区分の欄を見れば、一応敵か味方がわかるようになっていた。そして幹部登用で敵と思われる者を取りあえず閉め出すことができた。

「1988年書式」について人材登用における幹部档案の役割で考えると、学歴重視という点は改革開放に合致するが、反体制派(特に64以降の民主化運動活動家)、経済犯罪者、法輪功信者を幹部選考から閉め出すのにどの項目を見たらいいかという疑問が生ずる。どこか一項目だけでは簡単に判断することができなくなった。その意味では「1988年書式」は64天安門事件以降の事態を想定していない。

その「1988年書式」は全部で19頁もあるが、宗教の欄がなかった。法輪功関連で言うと「1988年書式」で対処するなら、おそらく“参加过何种反动组织，担任过何职，有何结论【いままでどんな反動的な組織に参加したか、どんな役職についたか、どんな結論が出たか】”の欄でその関連のことを記入して貰うことになる。

法輪功に対する当局の現実的な態度を見ると、かつての血統主義の再燃を思わせるところがある。当局にしてみれば、出身階級・階級区分で悪玉を特定していくというやり方は、ブラックリストを恒久的に掌握するという点でもある。この点から言えば、文革期においては、ブラックリストには「海外関係」のある者も入っていたが、ほとんどは「黒五類」で占められていた。そのブラックリストに入っている人間は、刑務所の中にいる者と外にいる者に分かれる。

刑務所にいる者は犯人档案というもの別個に作られるが、その人たちは1975年かなり特赦を受けて釈放された。彼らが刑務所を出れば犯人ではなくなったが、「黒五類」の一員には変わらない。出所後の彼らはもともと刑務所の外にいた「黒五類」の仲間に入り、地元の警察や住民の監視を受ける。

「摘帽」→他の階級を記入→記入不要といった措置は、彼らを含めて全員ブラックリストからはずされたことを意味する。

ではその代わりにブラックリストに入った者はどういう人たちであろうか。「反革命」関連で言うと、それが「国家転覆罪」にかわり、魏京生ら多くの反体制派がブラックリストに入れられていると思われる。おそらく国家安全部とその下部組織が彼らをブラックリストに載せてい

と思われる。犯人档案の他に別の档案用紙が用意されているに違いない。それらの档案書式には「1988年書式」と違ってブラックリストの人物だと一目でわかるような項目が設けられているかも知れない。たとえばかつての“地富反坏四类分子评审表”に相当するようなものが作成されているかも知れない。当局は、昔の「黒五類」の代わりに別の人々をブラックリストに入れ、監視し続けているに違いないからである。そういう意味で考えれば、「階級闘争論」の精神は、地主などから法輪功信者などへと、鎮圧の対象を変えて、依然として受け継がれているといわざるを得ない。

結論

Ⅰ、「出身階級・階級区分」削除の定着

1、「幹部履歴表」での出身階級不問

鄧小平の「改革開放」は1978年暮れに行われた11期3中全会から始まったとされているが、個人情報の管理や人材登用の面に限って言うと、「改革開放」の時代は、それより10年遅れて、幹部档案から出身階級・階級区分の欄が削除された1988年から始まったと言える。人材登用の現場では出身階級・階級区分の無視は1988年以前から始まっていたが、書類上の改革開放は1988年から考えるべきであろう。

1988年に出身階級・階級区分の欄が削除になったとは言え、それはあくまでも中央所管の「幹部履歴表」に表れてきたに過ぎない。档案袋から出身階級・階級区分に関するものがなくなったというわけではなかった。

それに「1988年書式」が出された翌年、64天安門事件が起こり、「出身階級・階級区分」削除に関わっていたと思われる趙紫陽総書記が失脚したので、この二つの記入欄がその後どうなったかが懸念されていた。

しかし、約10年後に出された新しい書式「1999年書式」を見ると、そこにも「出身階級・階級区分」記入欄がなかった。

「出身階級・階級区分」記入欄のないこの「1999年書式」の意義は、64天安門事件や趙紫陽総書記の失脚に関係なく、中央所管の「幹部履歴表」に関しては、「出身階級・階級区分」記入欄を削除する方針というが堅持され、それを復活させなかったことであろう。

このことから、「幹部履歴表」に関しては「出身階級・階級区分」削除が定着したと言ってもいいだろう。

2、その他の档案材料

中央所管幹部の「幹部履歴表」に見習って「出身階級・階級区分」記入欄を削除したものが多く存在している。教育界では、山東大学芸術学部2006年入学願書、南開大学香港理工大学国際連合プログラムの修士課程の在籍カード、電子科学技術大学の卒業生登記表、西部開発志願書などには、すべて「出身階級・階級区分」が削除されている。この他に、“专家登记表【専門家登録票】”や就職関係の書類からも「出身階級・階級区分」が消えている。

II、宗教信仰の欄を設けた「1999年書式」

1、追加された項目

「1999年書式」は階級を不問にするという「1988年書式」の基本方針を受け継いだ。

「1988年書式」を誕生させた中央組織部部长は宋平であったが、当時の党総書記は趙紫陽であった。階級を不問にしたのは趙紫陽の決断があったと思われる。その後、趙紫陽は失脚したが、宋平は栄転したので、「出身階級・階級区分」削除の継続はこれに関係しているかも知れない。

「1999年書式」には、「出身階級・階級区分」の削除継続の他に、いくつかの追加項目があった。主な追加項目として軍や警察関係の階級項目が挙げられる。これはいつその階級に昇進したかという記入欄である。これはすべての幹部の履歴表を統一にしようという動きであろう。

身分証番号の記入欄も追加されたものである。身分証番号は警察が管理しているもので、同姓同名の人の多い中国では、人間の特定には効率的であろう。

意外なのは、64天安門事件関係の項目が追加されなかったという点である。それは北京地区に限定していた事件だったという判断があったかも知れない。もしその事件は暴乱だという認識に立って考えれば、従来からあった“历史上参加过何种反动组织,任何职务,有何结论【これまでどんな反動的に組織に入ったか。どんな職務についたか。どういう結論になったか】”または“其他需要说明的问题【その他明らかにする必要のある問題】”という項目で、時期、組織名、参加方式、場所などを申告すれば済む。

「幹部履歴表」に64天安門事件関係の項目がなくても、幹部档案袋に「自伝」という経歴を詳しく申告する档案材料がある。そこでも対応できるとの判断があったのではないだろうか。

2、修正された項目

どんな「学術団体」に参加したかが「社会团体」に修正された。また給与関係も職務手当と基本給に細分された。例として“副部长1档、270元、5级、298元”のように細かく記入しなければならなくなった。

「1979年書式」では家族構成の欄及び国内外の親戚友人関係の欄には、処刑を受けたもの、服役中のもの、もしくは当局の監視下にあるものを明記するよう求めている。これは文革推進派を念頭に置いたものであろうが、「1988年書式」には特に求めてない。「1999年書式」になると、幹部の汚職との関連であろうが、前科者や服役中のもの、党から除名処分を受けた者もしくは公職から追放されたものを明記するようになった。海外にいる親戚関係へのチェックが厳しくなったようである。

3、削除された項目

「革命」というキーワードで建国50周年に当たる年に出された「1999年書式」を調べてみた。その結果、文化大革命のところでしか使っていなかったということがわかった。人事档案の書類上でも、「革命に別れを告げた」ようである。もっとも、70歳や80歳の古参幹部が生存していても役職にはついてないだろう。70歳で要職についていても、1929年生まれで、20歳で共産

党に入って、50年働いたとしても、それは新中国成立の1949年以降の勤務になり、本来の革命には参加していない。従って当然なことながら、「革命」に関する項目がもはや必要でなくなったため、削除されたのである。革命絡みで「捕虜になったことがあるか」という項目もなくなった。

4、法輪功への監視強化

もう一つ追加された項目がある。それは宗教信仰に関する項目である。宗教弾圧が言われているなかで法輪功などの宗教活動を意識したのであろうか。基本情報として宗教信仰の欄に記入するという形を取らずに、記述式になっており、入信の経緯などを詳細に申告するようになっている。これは決して「信仰の自由」を認めた現れではない。

この「幹部履歴表」は本人が申告するだけで済むものではない。「幹部履歴表」の提出に当たって、審査機関の公印が必要である。審査の公印がないと、提出できない。従って、当局にすでに知られてしまった法輪功の信者は、指摘を受けて申告せざるを得ないだろう。宗教信仰の欄に仮に「法輪功」と書いたらおそらく職場で監視を受けるようになるだろう。

「隠れキリシタン」のような者や疑いをかけられたものには、档案袋にある別の档案材料で対応していると思われる。彼らはかつての反革命分子のように摘発され迫害を受けるだろう。

いままで出身階級・階級区分の欄を見れば、一応敵か味方がわかるようになっていた。そして幹部登用で敵と思われる者を取りあえず閉め出すことができた。出身階級・階級区分の欄の代わりにこれからこのような役割を果たすのはこの宗教信仰欄になるかも知れない。

Ⅲ、出身階級・階級区分という記入欄の存続勢力

1、教育界の档案材料

档案材料の中に、今まで出身階級・階級区分の欄がついていたものは、他にもたくさんあった。学生档案で言えば「高中学生学籍表」、工業高校の「学生卡（学生カード）」などにも出身階級・階級区分を記入しなければならなかった。たとえば、新中国成立翌年1950年9月2日記入の国立南京大学理学院化学系の「新生入学調査表」には「家庭成分」という欄があった。「全国高等学校1952年暑期統一招生申請報考書【1952年の入学願書】」にも「家庭成分」の欄があった。「全国高等学校1957年統一招生申請報考書【1957年の入学願書】」になると「家庭出身」と「個人成分」と変わった。

問題は1988年および1999年中央所管の「幹部履歴表」から「出身階級・階級区分」記入欄が削除されてからどうなったかである。実は教育界や解放軍では依然として出身階級・階級区分の欄が残っているのである。内蒙古の学生が1994年記入した「高中学生学籍表」、2003年記入した工業高校の「学生卡」には出身階級・階級区分の欄があった。

2006年の“高等学校毕业生登记表【大学生卒業登録票】”と“东北农业大学学生自传书【東北農業大学学生自伝】”や中国解放軍国防科学技術大学博士コースの2007年入学願書である“2007年报考攻读博士学位研究生登记表”には出身階級・階級区分という欄が依然として生きている。

これは教育上、この学生がどういう家庭の子かを知る必要があるためかも知れない。それなら、親の職業の欄を設けて「家庭出身」に取って代えても良さそうである。しかしそれをやらず、出身階級・階級区分の欄を存続させている。

出身階級・階級区分の欄がその後残っても、改革開放後に形成された10の新しい階級区分・階層区分^{*31}で記入するならそれなりの意味があるが、当局はその新しい階級区分・階層区分を認めていないので新しい階級区分・階層区分で記入するということでもないようである。しかし現場では職業を記入するよう指導しているようである。

2、共産党志願書

2000年以降も使われていると思われる「中国共産党入党志願書」にも出身階級・階級区分という欄^{*32}が残っている。

記入欄はまだ存続しているが、だからといって、この場合は、血統主義が存続しているとは言えない。なぜかという、どういう階級、どういう階層の出身かを見ているだけで、それによって、人間をかつてのように、区別している、差別しているといった事はやっておらず、入党に制限しているようなこともしてないようであるからである。存続させているのは、どうも、出身別の党員数を把握するためのようである。つまり、農民出身の党員がどのくらいか、企業家出身の党員がどのくらいかといった状況を把握するためではないだろうか。

従って一部の書類に「出身階級・階級区分」記入欄が存続していても、中国から出身階級重視としての血統主義が書類上、完全に消えたと言って良さそうである。

しかし法輪功弾圧が目的と思われる宗教信仰の欄や別途に行われている「政治審査」などの形で、血統主義が受け継がれているという一面も否定できない。前述したように法輪功への対応を見ると、血統主義の再燃と思われるところがある。これが中国の体制内改革の限界かも知れない。

(本稿は2005年北京国際シンポジウムでの発表を基に加筆したものである)

1* 詳細は加々美光行 1980年 『資料中国文革大革命——出身血統主義をめぐる論争』りくえつ刊

加々美光行 1980年 「文革で散った青年の復権」 『エコノミスト』 80.9.2.

2* 五種類の善玉は①労働者出身者②貧農・下層中農出身者③革命幹部出身者④革命軍人出身者⑤革命烈士遺族出身者

3* 戴煌 2004年 『胡耀邦与平反冤假錯案』中国工人出版社 P31

4* 1988年頃になると、改革開放後から徐々に始まった運用の面で出身階級、階級区分の無記入がかなり進んでいた。

5* 近年、幹部档案ケースに入れるほか、電子ファイル化も進んでいる。

6* 海外に行った人間の档案はもとの学校や職場で一定期間保管することになっているが、最近外資系の企業に就職したものについては、勤務先では档案を求めないので、もとの職場や出身校、または人材流動服務機構に眠っているようである。毛沢東時代の档案制度については拙作参照。

西条正 1978年 『中国人として育った私』中央公論社

西条正 1984年 「中国の档案制度」石井明・高木誠一郎編『中国の政治と国際関係』東大出版会

7* 幹部档案には「履歴関係」の他に「自伝材料」、「鑑定、考核、考察材料」、「学歴和評聘專業技術材料」、「政治歴史情況的審査材料」、「参加中国共産党、共青团及民主党派的材料」、「奨励材料」、「処分材料」、「録用、任免、聘用、転業、工資、待遇、出国、退（離）休、退職材料及各種代表大会登記表等材料」、「其他需要说明的問題（その他明らかにする必要のある問題）」など10のカテゴリがある。

「中学生档案(高校生档案)」には「小学升初中登記表(小学校からの進学調書)」、「初中学籍卡(小学学籍簿)」、「初中升高中登記表(小学からの進学調書)」、「初中畢業証号碼(小学卒業証書の番号)」、「高中学籍卡(高校生学籍簿)」、「高中畢業登記表(高校卒業調書)」、「高中畢業証号碼(高校卒業証書番号)」などが入っている。

8* 中共研究雜誌社編 1981年『中共審判「林江集团」案』(下)中共研究雜誌社

9* 中共中央組織部幹部調配局編 1994年『幹部人事档案工作文件選編』党建読物出版社 P460 P517 P74

10* 毛沢東 1967年『毛沢東選集』人民出版社 第一巻 P3

11* 次の論文から定着するまでの過程がわかる。

1 毛沢東 1926年1月1日 「中国農民の各階級の分析及びその革命に対する態度」発表

2 毛沢東 1926年2月1日 「中国社会各階級の分析」

3 毛沢東 1927年3月 「湖南農民運動の視察報告」

4 毛沢東 1933年10月 「農村階級をどのように分析するのか」

5 毛沢東 1947年11月9日 「農村階級をどのように分析するのか」 修正版

6 政務院 1950年8月4日 「農村階級成分劃分に関する決定」

12* <http://zh.wikipedia.org/wiki>

13* 認定情況については次の体験記が参考になる。

福地いま 1954年『私は中国の地主だった』岩波書店

秋山良照 1977年『中国土地改革体験記』中央公論社

14* 馬宇平 1989年『中国的昨天和今天』解放軍出版社 P754

15* 『共産黨員』1983年9期 P44

16* 中共中央組織部幹部調配局編 1994年『幹部人事档案工作文件選編』党建読物出版社 P295

17* 「中央文件關於地主、富農、知識分子入伍後改变成分的指示」『幹部人事档案工作文件選編』 P402

18* 浜口充子 1997年 「地主富農階級区分考」『中国——社会と文化』No.12

19* 上海市松江公安局所管の富農馮×発のケースでは1962年社員、悪質分子柳×雲のケースでは1965年「摘帽」

20* 戴煌 2004年『胡耀邦与平反冤假錯案』中国工人出版社

21* 丁抒 1993年『陽謀』90年代雜誌社

22* 中共中央 1979年1月11日 「中共中央關於地主富農分子摘帽問題和地富子女成分問題的決定（地主富農分子の摘帽問題とその子女の成分問題に関する決定）」

23* 「地富反壞分子摘帽通知書」にはこう書いてある。“富農分子〇〇〇经过群众評審, 現批准摘其富農分子帽子, 給予公民权。此通知大冶县革命委员会”

24* 戴煌 2004年『胡耀邦与平反冤假錯案』中国工人出版社 P148

25* 中央統戰部、中央組織部、解放軍總政治部、民政部 1979年3月30日『关于如何确定起义人士的本人成分及子女的家庭出身问题的通知』。

26* 「中共中央批轉中央統戰部等6部門關於把原工商業者中的労働者區別出来問題的請示報告的通知」『幹部人事档案工作文件選編』 P298

27* 「中共中央批轉中央統戰部等5部門關於对原工商業者的若干具体政策的規定」『幹部人事档案工作文件選編』 P302

28* 李培林ほか 1995年『中国新時期階級階層報告』遼寧人民出版社 P5

29* 「中央組織部、中央統戰部關於原工商業者及其子女填写成分問題的通知」『幹部人事档案工作文件選編』 P308

30* 戴煌『胡耀邦与平反冤假錯案』中国工人出版社 2004年 P158

31* 央视国际 (2005年07月12日) 十大階層とは

(一) 国家与社会管理者阶层: 指在党政机关事业单位和社会团体中, 行使行政职权的领导干部。

(二) 经理人员阶层: 指国有大中型企业, 城乡各种股份所有制大中型企业、大中型三资企业和私营企业中
的中高层管理人员。

(三) 私营企业主阶层: 指拥有私人资本, 雇用八人以上的企业主。

(四) 专业技术人员阶层: 指在国家机关、事业单位、各种经济成份的企业中从事科学技术的专业人员。

(五) 办事人员阶层: 指协助党政机关、企事业单位的领导处理日常事务的专职业务人员。

(六) 个体工商户阶层: 指拥有少量资本, 从事小规模生产、经营活动的小业主、工商户。

(七)商业服务人员阶层：指在第三产业中从事体力或非体力劳动的员工。

(八)产业工人阶层：指在第二产业(工业、建筑业)中从事直接或辅助性生产的体力、半体力劳动的员工，其中农民工占大多数。

(九)农业劳动者阶层：指从事农林牧渔业生产，并以此为收入主要生活来源的农民。

(十)城乡无业、失业、半失业人员阶层：包括失业、失地、待业的人员。

32* 記入基準について次のように求めている。

“家庭出身”系本人取得独立经济地位前的家庭阶级成份。原工商业者子女，在1979年6月30日以前参加工作(包括插队落户)的，其家庭出身填资本家或资本家代理人；1979年7月1日以后参加工作的，其家庭出身填干部或工人、农民。从现在起，家庭出身可采取写实的办法。

“本人成份”，应写明本人参加革命工作或担任国家干部前的社会职业(个人出身)。如参加革命工作或担任国家干部前的社会职业变动较多，一般应以从事较久的职业填写，也可以紧靠参加革命工作或担任国家干部时的情况填写。如既未参加革命工作，也未担任国家干部，可填写入党前的社会职业。